

OBA MJ 特集Ⅱ 市民と協働する弁護士

第1回 NPO法人について— 三木秀夫会員の取り組み —

今年度、大阪弁護士会は「市民と協働する弁護士・弁護士会」というスローガンを掲げました。では、「市民と協働する」ということは、具体的にどういうことをいうのでしょうか。弁護士会の委員会活動との違いはどこにあるのでしょうか。

ひとつのモデルとして、弁護士がNPO等を組織し、あるいはNPO等に参加するなどして、市民とのネットワークの中で、様々な社会的課題について市民と共に取り組む活動を挙げることができます。

そこで、様々な形でNPOに関わり、市民の方々と共に汗を流す会員から、その経験や手法についてお話を伺い、「市民と協働する」ためのヒントを探りたいと思います。

第1回は、市民の草の根活動の拠点となるNPO法人の設立、運営等にNPO法成立以前から深く関わり続けている三木秀夫会員の取り組みやその思いを紹介します。



「プロボノ」という言葉がある。「よき公共の為に」を意味するラテン語は、主に弁護士が無報酬で行う公益事業または公益の法律家活動を指す。三木弁護士は最近、この言葉の概念が広がっていることに気付くとともに、自戒も込めて弁護士のあり方を問いかける。

若い企業人らを中心に、「知識労働者が自分の職能と時間を提供して社会貢献を行うこと」と捉えられるようになりました。これは、プロボノが新しいボランティア手法として市民から注目されている証だと

感じます。「プロボノ」が広く社会に浸透することはうれしいのですが、本来の担い手である私たち弁護士が、逆にこの言葉を忘れてきているのではないのでしょうか。

三木弁護士は、市民の草の根活動の主体となるNPOの支援に長年携わってきた。「プロボノ」の一つの実践だが、そのきっかけは数ある法律相談の一つだった。

弁護士会の委員会活動とともに、大阪青年会議所(JC)の活動で、市民団体と関わり始めた90年代、事務所を構えたビルにあったNGO「セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン」から、社団法人格の取得の相談を受けました。そこで市民団体はなかなか法人格を取得

できないことを知りました。当時、民法を根拠とする社団法人は、行政や財界が作ったものばかりで、草の根の活動をする市民団体が法人格を認められることはほとんどありませんでした。このときから私は法律家の一員として何かできないかと考え始めました。

94年から大阪JCで市民活動団体の共通問題を研究する委員会の担当理事となった三木弁護士は、精力的に関西の様々な分野の市民活動団体にヒアリングをした。そこで浮かび上がったのはやはり、法人格取得の問題だった。

世の中には解決すべき社会問題がたくさん転がっています。市民のだれかが問題に着目して輪が広がり、解決に向けて動き出すことができる仕組み、つまり市民団体が自由に活動できる制度が求められていました。

市民団体にとって、法人格の取得は、団体として事務所の賃貸借契約を交わしたり、寄付金を受け入れる銀行口座を作ったりする主体になれるので、草の根の活動を組織として社会に広げていくための重

要なポイントでした。

94年11月、東京であった「市民活動を支える制度をつくる会」の設立総会に出席する機会があり、問題意識を共有する仲間たちの熱意も感じました。刺激を受けた私は、大阪JCの理事として市民団体に呼びかけ、NPOの基盤整備のための法制度税制度の改革に取り組むことやNPOに対する支援を継続的に行うための支援センターをつくることを企画し、95年正月から、実行に向けて準備を始めました。

その矢先に起きた 95 年 1 月 17 日の阪神淡路大震災は、囃らずも三木弁護士らの活動を後押しする契機となった。

JC の仲間と泊まり込みで芦屋市内の小学校に避難している方々への救援物資の配送をしました。心のケアとして、子供たちに復興した街を想像した絵を描いてもらい、全国の展覧会で絵はがきにして販売し、収益金を子供たちの支援事業にまわす活動もしました。

活動の傍ら、被災地における市民団体の活動も目の当たりにしました。そこで活躍していたのは、行政が公益目的を持つものとして許可した財団法人などよりも、はるかに多くの任意の市民団体でした。宗教団体やボランティア団体、NGO など、様々な市民団体が連携しながら、行政の手の届かない部分に着目して支援活動を行っていて、市民団体の存在意義、重要性を改めて感じる事ができました。

たとえば、行政が人命救助に全力を挙げているときに、被災者のペットを保護する団体がありました。非常時になぜペットなのかと思うかもしれませんが、共に生活してきたペットと一緒に避難所に入れない被災者にとって、この団体は何にも代え難い存在価値があるのです。

このような活動を見て、国家の利益を超える問題や、個別的な問題に対して、積極的かつ能動的にきめ細かく関わっていけるのは市民団体をおいてほかにないとの思いを強くしました。

マスコミも、このような市民活動を「ボランティア元年」として紹介したこともあり、その後の NPO 法制定に向けた社会全体の盛り上がりにつながっていきました。

機運が盛り上がる中、三木弁護士は 95 年 7 月、NPO 法の意義を議論する市民フォーラムを企画実行し、96 年には弁護士会でも問題提起してフォーラムや研究会を重ねた。NPO 法案成立に向けて研究会や与野党議員への働き掛けを行い、98 年 3 月、NPO 法が成立した。

法律ができたことで、多くの市民団体が法人化を目指し、設立支援の要請が増えると考えました。また法人格の問題だけでなく、法律や会計、税務など運営面での支援の必要性も予想されました。

NPO 法は、従来の社団法人に比べれば設立要件も明確で提出書類も審査期間も法定されているものの、こういう手続きに不慣れた市民団体には荷が重いと推測できたからです。

そこで、NPO の自立、成長を支援する大阪 NPO セ

ンターの実働部隊として支援を行う「NPO たすけ隊」を結成しました。メンバーは弁護士、公認会計士、税理士、中小企業診断士など。各分野の専門家が組織的に継続して支援をすることにしたのです。

当初は、NPO 法人設立の要否に関する相談が多かったのですが、そのうちに実際の設立手続きの相談が増えました。現在では、経営や税務、労務問題のほか、契約や知的財産権など組織運営上の問題にも携わる機会が多くなりました。

NPO 法成立から 15 年。NPO 法人の運営にも深く関わる三木弁護士は、法的アドバイスにとどまらず、市民団体の運営の様々な場面で弁護士としてのスキルが生かせると感じている。

任意団体として仲間内だけで活動することはできません。でも、社会に受け入れてもらいながら持続的な活動をするなら、自らが収益を上げて活動を継続できる組織が必要です。ただし法人となると、定款を定め、行政への事業報告をしなければならない。活動を継続させるためには営業して資金を稼いだり、補助金を受けたりしなければならない。そういう場面で必ず出てくるのが書類を作ることです。

ただ、市民の皆さんにとって、活動への強い思いが

あっても、これを文章にして表現することは難しい。そこで私は、団体の皆さんの理念や活動への思いを十分に感じることができる立場にあるので、その理念や思いを文章にして表現し、諸手続を進めるといって運営に携わることになります。弁護士業務の中で、依頼者の思いを主張書面や陳述書などの文章の形にして、これを裁判所や相手方に伝える作業をくり返しますが、この経験で培われたスキルが団体の運営に十分に貢献できていると思っています。

三木弁護士は現在、10を超える市民団体の理事や監事を務める。弁護士として団体の運営に携わる姿勢や立ち位置はどのようにあるべきか。

現在、NPOに関わる弁護士の多くは、法律アドバイザー的な関与が一般的だと思います。私のように、組織の一員として、あるいは組織を支援する立場としてNPOの運営そのものに携わっていく弁護士は少ないのではないのでしょうか。

弁護士会の委員会活動のようなもので、理事そのも

のに報酬は出ませんし、その他の経済的メリットもありません。しかし弁護士のスキルに対するニーズはあります。今後、多くの弁護士が様々な形でNPOに関わっていくと思いますが、事務局長や専務理事などの専従として給与を得ながら、運営を支えていく関与の仕方も将来的にはありうるのかなとも思います。

三木弁護士は、従来のNPO活動の枠を越え、企業と市民活動をつなぐコミュニティビジネスに取り組む。そこに弁護士として関わる新たな市民活動の形を見いだしたからだ。

株式会社であってもNPO法人であっても、社会的な問題解決にあたっては組織形態は一つの道具にすぎません。それぞれの組織の得意分野をうまく組み合わせることで問題解決に生かせないかと考えています。

東日本大震災の津波で、多くの田が塩害で利用できなくなりました。そこで、宮城県の方々と大阪の繊維会社とを結んで被災地支援をする「コットン・プロジェクト」を進めています。被災地で塩害に強いとされる綿を栽培してもらい、大阪の繊維会社がこれを買上げることで、少しでも被災地の役に立とうというものです。

弁護士は、社会から中立的な立場の人間であると

評価されています。また、弁護士業務の中で培われた幅広い人脈もあります。このような立場や人脈を大いに利用して、これまで接点がなかった企業と行政、市民と企業をつなぐ、つまりコーディネーターとしての役割を果たすことで、市民活動をより実効性のあるものにできるのではと考えています。

一つの課題に対して、様々な立場の利害関係者がいます。弁護士が仕切り役になってすべての関係者を課題に向き合わせ、互いに議論を戦わせる中で共通認識を醸成し、解決のためのヒントを見い出して新しい活動を作り上げていく。このような役割においても弁護士の肩書きはフルに活用できるのではないのでしょうか。

大阪府や大阪市が格安の家賃で提供してきたNPOの活動拠点2か所が、行政効率化のあおりを受けて、平成25年3月までに相次いで閉鎖された。支援センターを核として、多くの市民団体が入居し、各団体の活動をつないでいた「場」が失われた。三木弁護士は、このような「場」としての役割を弁護士会が果たせないものかと思う。

弁護士会の新会館建設の際、心の中で、市民団体が自由に使えるスペースがあったらいいなと密かに思っていました。場所は無理でも、そのような機能があればいいなと。

社会的出来事に対して声明を出し、社会に提言することは、弁護士会として重要で大切なことです。しかし、問題に関心を持つ市民とともに新しい仕組みを一から作りあげていくことで問題解決に向けて取り組む方法も考えられないのでしょうか。

人権や高齢者、子どもといった様々な分野の委員会活動を通じて、弁護士会には社会問題を解決するた

めの多くのノウハウが蓄積されています。一方で、このような専門的ノウハウを必要とする市民団体があります。

この財産を生かして、市民活動の支援センター的な役割を果たしていくことを意識しながら弁護士会を運営していけば、市民団体にとって、とても大きな力になると思いますし、弁護士や弁護士会が日常の活動の中で自然に市民と協働することにつながっていくのではないのでしょうか。

(Interviewer: 中井宏二 / Photo: 武田)